

新潟市区役所組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月15日

新潟市長 篠田 昭

新潟市規則第5号

新潟市区役所組織規則の一部を改正する規則

新潟市区役所組織規則（平成19年新潟市規則第68号）の一部を次のように改正する。

第2条北区役所地域課の項を次のように改める。

地域総務課

第2条北区役所区民生活課の項中「給付係 保険料係 生活環境係」を「生活環境係」に改め、同条北区役所健康福祉課の項中「地域福祉係 障がい福祉係」を「障がい福祉係」に改め、同条北区役所産業振興課の項中「農業振興係 農村整備係 新産業創出係」を「新産業創出係 文化・スポーツ係」に改め、同条北区役所建設課の項中「維持係 整備係 まちづくり係」を「維持係」に改め、同条北区役所総務課の項を削り、同条東区役所地域課の項を次のように改める。

地域課 産業文化振興室

第2条東区役所健康福祉課の項中「地域福祉係 障がい福祉係 高齢介護係 児童福祉係 こども支援係」を「障がい福祉係」に改め、同条東区役所建設課の項中「維持係 整備係 まちづくり係」を「維持係」に改め、同条東区役所総務課の項を次のように改める。

総務課

第2条中央区役所地域課の項中「広報・広聴係 文化・スポーツ係 産業振興室」を「産業振興室」に改め、同条中央区役所窓口サービス課の項中「戸籍係」を「戸籍係 給付係 保険料係 生活環境係」に改め、同条中央区役所区民生活課の項を削り、同条中央区役所総務課の項を次のように改める。

総務課

第2条江南区役所地域課の項を次のように改める。

地域総務課

第2条江南区役所健康福祉課の項中「地域福祉係 障がい福祉係」を「障がい福祉係」に改め、同条江南区役所産業振興課の項を次のように改める。

産業振興課

第2条江南区役所建設課の項中「維持係 整備係 まちづくり係」を「維持係」に改め、同条江南区役所総務課の項を削り、同条秋葉区役所地域課の項を次のように改める。

地域総務課

第2条秋葉区役所区民生活課の項中「給付係 保険料係 生活環境係」を「生活環境係」に改め、同条秋葉区役所産業振興課の項中「農業振興係 農村整備係 いきいき里山室」を「いきいき里山室」に改め、同条秋葉区役所建設課の項中「維持係 整備係 まちづくり係」を「維持係」に改め、同条秋葉区役所総務課の項を削り、同条南区役所地域課の項を次のように改める。

地域総務課

第2条南区役所健康福祉課の項中「地域福祉係 障がい福祉係 保護係 高齢介護係」を「障がい福祉係 保護係」に改め、同条南区役所産業振興課の項中「農政係 農業振興係 農村整備係 商工観光推進室」を「商工観光推進室」に改め、同条南区役所総務課の項を削り、同条西区役所地域課の項を次のように改める。

地域課

第2条西区役所農政商工課の項中「商工振興係 食と農の応援室」を「食と産業振興室」に改め、同条西区役所総務課の項中「総務係 安心安全係 管理財務係」を「安心安全係」に改め、同条西蒲区役所地域課の項を次のように改める。

地域総務課

第2条西蒲区役所区民生活課の項中「給付係 保険料係」を「保険年金係」に改め、同条西蒲区役所産業観光課の項中「商工農政係 農業振興係 農村整備係 観光交流室」を「観光交流・商工室」に改め、同条西蒲区役所建設課の項中「管理係」を「管理まちづく

り係」に、「整備係 まちづくり係」を「整備係」に改め、同条西蒲区役所総務課の項を削る。

第3条第1項の表中「北区役所地域課」を「北区役所地域総務課」に、「江南区役所地域課」を「江南区役所産業振興課」に、「秋葉区役所地域課」を「秋葉区役所地域総務課」に、「西蒲区役所地域課」を「西蒲区役所地域総務課」に改め、同表各区役所の健康福祉課の項を次のように改める。

各区役所の健康福祉課	保育園
	認定こども園

第4条第1項健康福祉課の項中「地域福祉係」の次に「（北福祉事務所，東福祉事務所，江南福祉事務所及び南福祉事務所を除く。）」を、「高齢介護係」の次に「（東福祉事務所及び南福祉事務所を除く。）」を、「児童福祉係」の次に「（東福祉事務所を除く。）」を加え、「こども支援係（東福祉事務所，）」を「こども支援係（）」に改め、同条第2項石山出張所の項，東出張所の項及び横越出張所の項を削る。

第5条第1項地域課の項の前に次のように加える。

地域総務課

- (1) 区の政策の推進及び重要施策の企画に関する事項
- (2) 区自治協議会に関する事項
- (3) 区内の公共交通に関する事項
- (4) 男女共同参画に関する事項
- (5) 地域コミュニティの推進に関する事項
- (6) 自治会その他住民組織に関する事項
- (7) 地縁による団体の認可に関する事項
- (8) 市民公益活動等の支援に関する事項
- (9) 広報に関する事項
- (10) 区民の意識，意見等の広聴に関する事項

- (1 1) 陳情及び請願に関する事項
- (1 2) 基幹統計その他法令による統計調査に関する事項
- (1 3) 文化の振興及び活動に関する事項（北区役所及び江南区役所を除く。次号から第 1 6 号までにおいて同じ。）
- (1 4) 文化財（埋蔵文化財を除く。）の維持管理及び活用に関する事項
- (1 5) スポーツの振興に関する事項
- (1 6) 学校開放に関する事項
- (1 7) 凧たこに関する資料の収集，保管及び展示に関する事項（南区役所に限る。）
- (1 8) 区役所の事務事業の総合調整に関する事項
- (1 9) 区役所職員の人事，安全衛生及び健康管理に関する事項
- (2 0) 区役所の 2 号臨時職員の給与に関する事項
- (2 1) 選挙事務の総括に関する事項
- (2 2) 文書事務に関する事項
- (2 3) 情報公開及び個人情報保護に関する事項
- (2 4) 防災及び危機管理に関する事項
- (2 5) 水防に関する事項
- (2 6) 漂流物に関する事項（江南区役所を除く。）
- (2 7) 消防団と消防局又は消防署との連絡に関する事項
- (2 8) 防犯意識の啓発に関する事項（北区役所及び江南区役所を除く。次号から第 3 3 号までにおいて同じ。）
- (2 9) 防犯関係団体の支援及び育成に関する事項
- (3 0) 交通安全の指導及び運動に関する事項
- (3 1) 交通安全関係団体の支援及び育成に関する事項
- (3 2) 交通災害共済に関する事項
- (3 3) 違法駐車防止対策に関する事項

- (34) 区役所の予算及び決算の総括に関する事項
- (35) 区役所の所管に係る庁舎の管理に関する事項
- (36) 普通財産の管理に関する事項（財産活用課に指定された財産に限る。）
- (37) 普通財産に係る申請等に関する所管課への経由等に関する事項
- (38) 旧大字所有に関する事項
- (39) 貸出車に関する事項
- (40) 借上自動車に関する事項
- (41) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）の規定による届出に関する所管課への経由に関する事項
- (42) 物品並びに公有財産である機械器具及び船舶の取得及び修理（他の課又は機関の所管するものを除く。）に関する事項
- (43) 不用物品の管理（出納保管を除く。）及び処分（他の課又は機関の所管するものを除く。）に関する事項
- (44) 工事請負契約（市長が指定するものを除く。）、工事に係る製造請負契約並びに工事に係る設計、測量、試験及び調査の委託契約に関する事項
- (45) 工事材料（工事の支給品に限る。）の購入に関する事項
- (46) 区役所の他の課及び機関の所管に属しない事項

第5条第1項地域課の項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第12号までを1号ずつ繰り上げ、第13号を削り、同項第14号中「第17号」を「第15号」に改め、同号を同項第12号とし、同項中第15号から第17号までを2号ずつ繰り上げ、第18号を削り、同項第19号中「第31号」を「第28号」に改め、同号を同項第16号とし、同項中第20号から第31号までを3号ずつ繰り上げ、同条窓口サービス課の項中第31号を第65号とし、第22号から第30号までを34号ずつ繰り下げ、第21号を第25号とし、同号の次に次の30号を加える。

- (26) 国民健康保険の保険給付に関する事項

- (2 7) 国民健康保険被保険者の資格に関する事項
- (2 8) 国民健康保険料の賦課，徴収及び滞納整理に関する事項
- (2 9) 後期高齢者医療制度の資格及び給付その他後期高齢者医療制度に関する書類の受付及び引渡しに関する事項
- (3 0) 後期高齢者医療保険料の徴収及び滞納整理に関する事項
- (3 1) 老人医療費の助成に関する事項
- (3 2) 国民年金に係る届出書等の受付及び日本年金機構への報告に関する事項
- (3 3) 介護保険料（普通徴収に係るものに限る。）の徴収及び滞納整理に関する事項
- (3 4) 自然環境の保全に関する事項
- (3 5) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟に関する事項
- (3 6) 環境教育及び環境学習に関する事項
- (3 7) 大気汚染の防止に関する事項
- (3 8) 悪臭防止法（昭和 4 6 年法律第 9 1 号）の施行その他悪臭の防止に関する事項
- (3 9) 水質汚濁の防止に関する事項
- (4 0) 浄化槽に関する事項（設置等に係る構造上の審査に関する事項及び下水道部の所管する事項を除く。）
- (4 1) 騒音規制法（昭和 4 3 年法律第 9 8 号）の施行その他騒音の防止に関する事項
- (4 2) 振動規制法（昭和 5 1 年法律第 6 4 号）の施行その他振動の防止に関する事項
- (4 3) 新潟市生活環境の保全等に関する条例（平成 9 年新潟市条例第 4 7 号）による指定開発事業の審査に関する事項
- (4 4) 公害の苦情の相談及び処理に関する事項

- (45) 一般廃棄物の収集運搬に係る委託及び指導監督に関する事項
- (46) 一般廃棄物の適正処理に係る指導及び啓発に関する事項
- (47) 一般廃棄物に係る相談指導に関する事項
- (48) 一般廃棄物処理手数料に関する事項
- (49) ごみの減量化及びリサイクルに係る事業の実施及び啓発に関する事項
- (50) 環境美化の推進に関する事項
- (51) 犬の登録及び狂犬病予防注射に関する事項
- (52) 犬及び猫の引き取り並びに負傷動物の収容に関する事項
- (53) 生活環境の改善整備の指導に関する事項
- (54) 衛生害虫等の相談、指導及び駆除に関する事項
- (55) 環境衛生組織の指導及び育成に関する事項

第5条第1項窓口サービス課の項中第20号を第24号とし、第11号から第19号までを4号ずつ繰り下げ、同項第10号中「(中央区役所に限る。)」を削り、同号を同項第14号とし、同項第9号の次に次の4号を加える。

- (10) 自動車の臨時運行の許可に関する事項
- (11) 市民生活相談に関する事項
- (12) 消費者協会に関する事項
- (13) 住居表示及び町字名に関する事項

第5条第1項区民生活課の項第1号中「(中央区役所を除く。次号から第4号まで、第6号から第9号まで及び第16号から第25号までにおいて同じ。)」を削り、同項第14号中「中央区役所、秋葉区役所」を「秋葉区役所」に改め、同項15号中「, 中央区役所」を削り、同項に次の6号を加える。

- (57) 防犯意識の啓発に関する事項(北区役所及び江南区役所に限る。次号から第62号までにおいて同じ。)
- (58) 防犯関係団体の支援及び育成に関する事項

- (59) 交通安全の指導及び運動に関する事項
- (60) 交通安全関係団体の支援及び育成に関する事項
- (61) 交通災害共済に関する事項
- (62) 違法駐車防止対策に関する事項

第5条第1項健康福祉課の項第3号中「災害時要援護者対策」を「避難行動要支援者」に改め、同項第30号中「東区役所及び」及び「。次号において同じ」を削り、同項第49号中「市立保育園」の次に「及び市立認定こども園」を加え、同項中第92号を第93号とし、第69号から第91号までを1号ずつ繰り下げ、第68号の次に次の1号を加える。

- (69) 子育て世代包括支援センターに関する事項（他の課の所管するものを除く。）

第5条第1項保護課の項第4号中「西区役所」を「東区役所及び西区役所」に改め、「。次号において同じ」を削り、同項第5号中「事項」の次に「（西区役所を除く。）」を加え、同項中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号を第8号とし、同条産業振興課の項第13号中「及び計画」を「、調査及び農業災害」に改め、同項第14号中「農業に係る調査」を「農林業関係団体及び農林業者」に改め、同項第15号中「農業関係団体」を「農畜産業の振興」に改め、同項第16号中「強化」の次に「及び農業生産環境の整備」を加え、同項第19号中「食育」の次に「及び花育」を加え、同項第20号中「農業災害」を「環境保全型に配慮した農業の推進」に改め、同項第21号中「園芸作物の生産振興」を「米の需給調整」に改め、同項中第22号から第25号までを削り、同項第26号中「農畜産物」を「農畜水産物」に改め、同号を同項第22号とし、同項中第27号を第23号とし、第28号を第24号とし、同項第29号中「水産動植物の増養殖」を「漁港、漁港海岸施設等の計画、整備及び管理」に改め、同号を同項第25号とし、同項第30号中「の指導」を削り、同号を同項第26号とし、同項中第31号から第33号までを削り、第34号を第27号とし、第35号を第28号とし、同項第36号中「輸出水産物」を「

輸出水産業の振興に関する法律（昭和29年法律第154号）」に改め、同号を同項第29号とし、同項中第37号から第40号までを7号ずつ繰り上げ、同項第41号中「第29号」を「第25号」に改め、同号を同項第34号とし、同項中第42号から第45号までを7号ずつ繰り上げ、同項第46号中「災害」を「農地及び農業用施設の災害」に改め、同号を同項第39号とし、同項中第47号から第49号までを7号ずつ繰り上げ、同項に次の5号を加える。

（43） 福島潟周辺地域の振興に係る企画及び実施に関する事項（北区役所に限る。）

（44） 文化の振興及び活動に関する事項（北区役所及び江南区役所に限る。次号から第47号までにおいて同じ。）

（45） 文化財（埋蔵文化財を除く。）の維持管理及び活用に関する事項

（46） スポーツの振興に関する事項

（47） 学校開放に関する事項

第5条第1項建設課の項に次の1号を加える。

（65） 漂流物に関する事項（江南区役所に限る。）

第5条第2項中「区民生活課及び総務課」を「区民生活課及び地域総務課」に、「総務課が分掌する」を「地域総務課が分掌する」に改める。

第11条の見出しを「（行政サービスコーナー）」に改め、同条第1項表以外の部分中「行政サービスコーナー等」を「行政サービスコーナー」に改め、同項の表南区役所区民生活課の項を削り、同条第2項各号列記以外の部分中「行政サービスコーナー等」を「行政サービスコーナー」に改め、同項中第4号を削り、第5号を第4号とする。

第12条第5項中「南区役所地域課」を「南区役所地域総務課」に、「西蒲区役所地域課」を「西蒲区役所地域総務課」に改め、同条第6項の表保育園の項の次に次のように加える。

認定こども園	園長
--------	----

第12条第9項中「及び保育園」を「，保育園及び認定こども園」に改め，同条第10項中「保育園」の次に「及び認定こども園」を加え，同条第11項中「総務課長」を「地域総務課長（東区役所，中央区役所及び西区役所にあつては，総務課長）」に改める。

第15条の表に次のように加える。

認定こども園長	最上席の職員
---------	--------

別表コミュニティセンター及びコミュニティハウスの項中「地域課」を「北区役所地域総務課，東区役所地域課，中央区役所地域課，江南区役所地域総務課，秋葉区役所地域総務課，南区役所地域総務課，西区役所地域課及び西蒲区役所地域総務課」に改め，同表体育施設及び都市公園体育施設（文化スポーツ部スポーツ振興課の所管するものを除く。）の項中「地域課」を「北区役所産業振興課，東区役所地域課，中央区役所地域課，江南区役所産業振興課，秋葉区役所地域総務課，南区役所地域総務課，西区役所地域課及び西蒲区役所地域総務課」に改め，同表北区文化会館の項，水の公園福島潟（水の駅「ビュー福島潟」，潟来亭，菱風荘及びキャンプ場に限る。）の項及び亀田駅前地域交流センターの項を削り，同表亀田あけぼの会館の項中「江南区役所地域課」を「江南区役所地域総務課」に改め，同表江南区郷土資料館の項を削り，同表亀田市民会館の項中「江南区役所地域課」を「江南区役所地域総務課」に改め，同表新津地区市民会館の項，小須戸地区ふれあい会館の項及び新津地域交流センターの項中「秋葉区役所地域課」を「秋葉区役所地域総務課」に改め，同表石油の里公園（石油の世界館に限る。）の項を削り，同表新津地区勤労青少年ホームの項及び秋葉区文化会館の項中「秋葉区役所地域課」を「秋葉区役所地域総務課」に改め，同表重要文化財旧笹川家住宅の項，曾我・平澤記念館の項及びしろね大凧と歴史の館の項中「南区役所地域課」を「南区役所地域総務課」に改め，同表岩室すこやかセンターの項及び岩室民俗資料館の項中「西蒲区役所地域課」を「西蒲区役所地域総務課」に改め，同項の次に次のように加える。

巻駐車場	西蒲区役所地域総務課
------	------------

別表江南区曾野木健康センターの項を削り，同表露天市場の項の次に次のように加える。

北区文化会館	北区役所産業振興課
水の公園福島潟（水の駅「ビュー福島潟」，潟来亭，菱風荘及びキャンプ場に限る。）	北区役所産業振興課
江南区郷土資料館	江南区役所産業振興課

別表石油の里公園（里山ビジターセンターに限る。）の項中「里山ビジターセンター」を「石油の世界館，里山ビジターセンター及び古代館」に改め，同表亀田駅前駐車場の項の次に次のように加える。

亀田駅前地域交流センター	江南区役所建設課
--------------	----------

別表石油の里公園（石油の世界館及び里山ビジターセンターを除く。）の項中「及び里山ビジターセンター」を「，里山ビジターセンター及び古代館」に改め，同表巻駐車場の項を削る。

附 則

この規則は，平成30年4月1日から施行する。